

農業用ため池の

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

届出をお願いします



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により農業用ため池が被災し、周辺地域への被害が発生していることから、農業用ため池の情報を適切に把握し、適正な管理と保全を実現することで、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

届出の概要

- ・ 届出の対象：農業用に利用される全てのため池
- ・ 届出の時期：①ため池を新設・廃止したとき
②届出内容に変更があるとき } 随時
- ・ 届 出 者：ため池の所有者
- ・ 届出の内容：①ため池の名称 ②ため池の所在地
③所有者・管理者の情報（氏名(名称)・住所など）
④ため池の諸元（堤高、堤頂長、貯水量）
- ・ 届 出 先：各市町村のため池担当部署

【お問い合わせ】

各市町村 ため池担当部署

岡山県管内県民局

○なぜ、農業用ため池の届出が必要なのですか？

⇒ 適正な管理と保全を行い、農業用ため池の被災に伴う災害を未然に防ぐために、国、地方公共団体が所有する農業用ため池に加え、個人、共有や水利組合が所有する農業用ため池を含め、全ての農業用ため池の情報を把握する必要があり、まずは届出によって農業用ため池の存在を把握します。

○届出をするとどうなるのですか？

⇒ 県の台帳に登録され、ため池の名称や位置などが県のホームページで公表されます。また、決壊した場合、周辺の区域に被害を及ぼす恐れがある農業用ため池が、「特定農業用ため池」に指定されます。

※ 届出をしない場合は過料に処される場合がありますので、ご注意ください。

特定農業用ため池に指定されると・・・

【行為の制限】

堤体の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には、県知事の許可となります。

【防災工事の届出】

堤体補強等の防災工事（廃止工事を含む）を行う場合には県知事への届出が必要となります。

【特定農業用ため池】の指定基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。